



2024年5月17日

各位

会社名 東京鐵鋼株式会社
代表者名 取締役社長 吉原 每文
(コード番号5445 東証プライム)
問合せ先 専務取締役 柴田 隆夫
(TEL 03-5276-9700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月17日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2024年6月26日開催予定の当社第96回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会、取締役会の招集権者および議長を取締役会の決議によって定めた代表取締役へと変更し、株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第15条および第25条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第15条 当社の株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第15条 当社の株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項で定めた代表取締役に事故があるときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項で定めた代表取締役に事故があるときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月26日
定款変更の効力発生日	2024年6月26日

以 上